

## 清泉女子大学研究データ管理・公開ポリシーの解説

清泉女子大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、キリスト教ヒューマニズムにあり、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成することを目的としている。

また、「まことの知・まことの愛 (VERITAS et CARITAS) — 広く学び、深く考える 人のために、人とともに —」の追究をモットーとして掲げ、その教育理念の下、研究活動の推進に取り組んでいる。

このような背景を持つ本学は、研究データを適切に管理し、研究データの価値を守り、優れた研究を行うこと、研究データの公開により利活用を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、本ポリシーを以下のとおり定める。

なお、本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、法令、契約、本学が定める規程等の実施に制約を与えるものではない。

本ポリシーは、清泉女子大学（以下「本学」という。）の建学の精神及びモットーに基づき策定するものであることを示した。

本ポリシーの策定にあたっては、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有することを認めることを基本とした。

研究データの管理、公開及び利活用にあたっては、本ポリシーに従うこととなるが、法令、契約、本学が定める規程及び各研究分野において要求される倫理指針等は、本ポリシーに優先して遵守されなければならないことを示した。

(研究データ)

1. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

「研究データ」

「研究データ」とは、研究の過程、又は研究の結果として収集・生成されるデータを指す。デジタルか否かは問わない。また、収集又は生成したデータのみならず、それらを解析、加工して作成したデータも含まれる。

研究の過程、又は研究の結果として収集・生成される具体的なデータには、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「シミュレーションデータ」、「標本」、「史資料」、「プログラム」、「研究ノート」等がある。

また、加工過程に着目すると、「生データ」、「加工データ」、「二次データ」、「最終データ」

等があり、テーマ種別に着目すると、「数値データ」、「テキストデータ」、「画像データ」、「音声データ」、「マルチメディアデータ」、「データベース」、「ソースコード」等がある。

これらに加えて、学外の研究者や非常勤講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集又は生成したデータも含むものとする。

なお、研究者が、過去に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象となる。

### 「本学における研究活動」

「本学における研究活動」には、本学の研究者が実施する研究活動の他、本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動も含む。

本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとするが、契約等に定めがある場合は、その定めに従う。

### 「研究者」

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学部及び大学院で研究指導を受ける学生等も本ポリシーの対象となる。これら学生等は、研究指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う。

他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等との共同研究等を本学において実施する場合、他機関に所属する研究者等を、それらの者が所属する機関との協議の上、本ポリシーにおける「研究者」に含めることができる。

### (研究データの管理)

2. 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データ管理を実施する。

### 「研究データを収集又は生成した研究者」

研究データの管理や公開については、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の判断を尊重することが妥当である。一方で、研究データの完全性・正確性・追跡可能性の確保等、研究データの適切な管理は、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の責務でもある。以上のことから、研究データの管理を行う権利と責務は、原則として、当該研究データを収集又は生成した研究者が有することとする。

ただし、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

### 「研究データの管理」

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む、研究データに関わる一連の活動全般を指す。

研究者は、法令、契約、本学が定める規程及び各研究分野において要求される倫理指針等を遵守して、研究データの管理を行うことが要求される。また、本学では「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき研究データの保存年数を定めている。したがって、特別の理由がない限り、当該規定の年数を下回る設定はできない。

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者の他機関への転出においては、転出前後において研究データの価値が失われないように、所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者の退職にあたっては、退職後も研究データの価値が失われないように、所属組織の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

### 「それぞれの研究分野の特質を踏まえ」

「研究データの管理」に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられる。研究分野及び研究者は多様であることから、研究データの管理に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの管理を実施する。

### 「法的及び倫理的要件」

本学は、原則、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認めるが、研究者は、研究データ管理の実施にあたり、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。

#### (研究データの公開)

3. 研究者は、 <u>それぞれの研究分野の特質を踏まえ</u> 、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを <u>公開</u> し、その <u>利活用</u> を促進する。
---

### 「それぞれの研究分野の特質を踏まえ」

「研究データの公開」に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられる。研究分野及び研究者は多様であることから、研究データの公開に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの公開を実施する。

### 「公開」「利活用」

本ポリシーでは、研究データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用と

は、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

(大学の役割)

4. 本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備を推進する。

「研究データの管理及び公開を支援する環境」

研究データの公開や利活用の実現のためには環境整備等が必要であるため、本学も公開の主体として、研究データの公開、利活用の推進に積極的に関与することを明示した。

(その他)

5. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

「見直し」

研究データの管理、公開及び利活用のあり方は、社会や学術状況の変化による影響を受けることから、本ポリシーは、適宜見直しを図ることが必要であることを明示した。